

# 許 可 申 請 書

(文書番号)

令和 年 月 日

中部地方整備局長 殿

申請者 住 所 岐阜市忠節町5-1  
ふりがな こくど いちろう  
氏 名 国土 一朗

【押印不要】

別紙のとおり 河川法第55条第1項 の許可を申請します。

連絡先 電話番号 00-0000-0000  
担当者 ○○課△△係 □□

[記載要領]

1. 申請年月日

- (1) 申請書を提出する日を記載する。
- (2) 申請者が公共団体又は法人等であって文書番号による整理がなされているときは、文書番号を併記する。

2. 申請者

住所：公共団体又は法人等についても「字〇〇番地」まで記載する。

氏名：(1) 公共団体又は法人等である場合は、その公共団体又は法人の名称及び代表者氏名を記載する。

- (2) 共同申請の場合は、共同申請人の氏名をすべて列記するのが原則であるが、「〇〇〇〇外〇〇名」「代表者〇〇〇〇」と記載してもよい。この場合には、すべての共同申請者の住所及び氏名を記載した書面を添付するとともに委任状も添付する。

3. 連絡先

申請担当者名（申請者と異なる場合のみ）及び電話番号を記載する。

4. その他

- (1) 規則第39条（許可の同時申請）の規定により許可の申請を同時に行うときには、「第〇条」の箇所に根拠条文をすべて記載する。
- (2) 法第95条の規定による国の特例の場合についても様式甲を準用する。この場合「許可申請書」を「協議書」とし、協議文は「別紙のとおり河川法第〇条の許可について同法第95条の規定により協議する。」と記載する。

(工作物の新築、改築)

1 河川の名称

一級河川 木曾川水系 ○○川

2 目的

住宅の新築

3 場所

○○県○○郡○○町○○字○○番地

4 工作物の名称又は種類

住宅1棟 浄化槽1基

5 工作物の構造又は能力

住宅：間口○. ○m 奥行○. ○m  
木造スレート葺、2階建 コンクリート基礎  
浄化槽：5人槽 (1.04m×2.09m×1.55m)

その他申請書添付図書のとおり

6 工事の実施方法

住宅：官民境界から○. ○m離れた箇所を在来地盤より○. ○m掘削し、  
コンクリート基礎を施工後木造2階建住宅を新築する。  
浄化槽：官民境界から○. ○m離れた箇所を設計地盤より○. ○m  
掘削し基礎砕石、基礎コンクリートを施工後浄化槽を設置する。

その他申請書添付図書のとおり

7 工期 許可の日から令和 年 月 日まで

[記載要領]

1. 「(工作物の新築、改築)」の箇所には、該当するものを記載する。
  2. 河川の名称  
水系名、河川名を記載する。
  3. 目的  
「住宅新築のため」等のように記載する。
  4. 場所
    - (1) 「字〇〇番地」まで記載する。
    - (2) 当該工作物の敷地が数個の「地番」にわたる場合は、原則としてそのすべてを記載する。広域にわたる場合は「〇番地～△番地」のように記載する。
  5. 工作物の名称又は種類  
主要な工作物の名称又は種類(数量)を記載する。
  6. 工作物の構造又は能力  
主要な工作物の寸法及び材質等を記載する。
  7. 工事の実施方法  
工事の実施にあたっての施工方法を記入。
  8. 工期  
特別の事情のない限り工期の変更を申請することのないように工事工程表を的確に作成し、これにより工期を決定して記載する。  
なお、工期には、発注準備・工事請負日数及び許可の完成検査日数等を含む日数を記載する。
- \* 変更許可申請の場合  
今回変更しない事項および変更後については黒字で記載し、変更前に関する事項(前許可書内容)については、赤字にて併記する。

[添付図書]

1. 事業計画の概要書(任意様式)

(主な内容)

- ・本事業の計画概要及び確実性
- ・本申請により付近の住民及び他の事業に影響を及ぼす恐れがある場合はその内容及び対策
- ・本申請箇所において当方より別段の説明があった場合、その内容及びそれに対する考え
- ・その他申請の際に必要とおもわれる内容

2. 位置図

縮尺は1/2500～1/50000程度とし、申請箇所を○印で表示し「申請箇所」と赤書きする。

3. 工作物の新築等に係る土地の実測平面図 (配置図)

- (1) 縮尺は1/250～1/1000程度とする。
- (2) 申請に係る行為によって、当該河川に影響があると判断される区域まで実測したものとする。
- (3) 申請に係る区域の平面的な外形、河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。  
\*河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑
- (4) 建物、塀、地下埋設物(上下水道管、便槽)等の位置や、河川区域・河川管理施設からの距離等を記載する。(最短距離を明示)
- (5) 浄化槽を設置する場合は、排水経路を明示する。
- (6) 横断面と照合できるように横断面の測点を記載する。

4. 工作物の設計図

(構造図)

- (1) 縮尺は1/100程度とする。
- (2) 必要に応じ、平面図、立面図(正面・側面)、基礎伏図、基礎詳細図を添付する。  
\*建物以外の工作物の場合は、構造図を添付。  
\*浄化槽の場合は、パンフレット等仕様が分かるものを添付。  
\*盛土を行う場合は、盛土求積図(土量計算式又は表)及び断面図を添付。  
\*法55条申請で官民境界から1m以内の場合は、矩計図(カナバカリ図)を添付。  
(軒先と官民境界線の空き寸法を明示する)
- (3) 各図面には河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。
- (4) 正面図又は側面図は、申請工作物と現況(計画)河床又は河川管理施設との関係が明らかになるように作成し、計画高水位を明示する。

(横断面図)

- (1) 縮尺は1/100～1/200程度とする。
- (2) 図面は上流より下流に向けて作成する。
- (3) 河川区域、河川保全区域、官民境界線を明示する。
- (4) 河川区域から申請物件までの最短距離を明示する。
- (5) 建物や土留の基礎、浄化槽等の地下埋設物を図示し、掘削深を記載する。
- (6) 土地の形状変更の場合は、現況横断面及び計画地盤高を記載する。
- (7) DLライン、2Hライン、HWLを明示する。
- (8) 横断の位置は堤防に一番近い工作物の位置とし堤防ラインに対して直角に切ること。

5. 工事の実施方法を記載した図書

- (1) 工事の実施上の問題点とその対策を記載した図書を添付する。
- (2) 工程表を添付する。

6. 土地の権原に関する図書

- (1) 地方法務局が保存する土地図面(いわゆる公図)の写しに申請に係る場所を示し着色する。
- (2) 申請者は基本的にその土地の権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面を添付する。

(土地登記簿謄本、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、同意書等)

※土地登記簿謄本は3ヶ月以内のもので最新情報が記載されているもの

- (3) 河川区域、河川保全区域及び官民境界線を明示する。

\*河川区域→赤、河川保全区域→青、官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑

7. 他行政庁の許認可書の写し

申請に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みがあることを示す書面を添付する。

- 〈例〉
- ①建物の新築等の場合…建築確認通知書、申請の受理を明らかにした書類
  - ②水路に放流する場合…水路管理者の排水放流許可書、区長等の排水同意書
  - ③道路施設を改造する場合…道路管理者の承認書、許可書
  - ④農地の地目変更を伴う場合…農地転用許可書

8. 申請に係る現場の現況写真

申請箇所と河川区域(堤防法面等)を入れて撮影したもの

(できれば河川区域を明示してください)

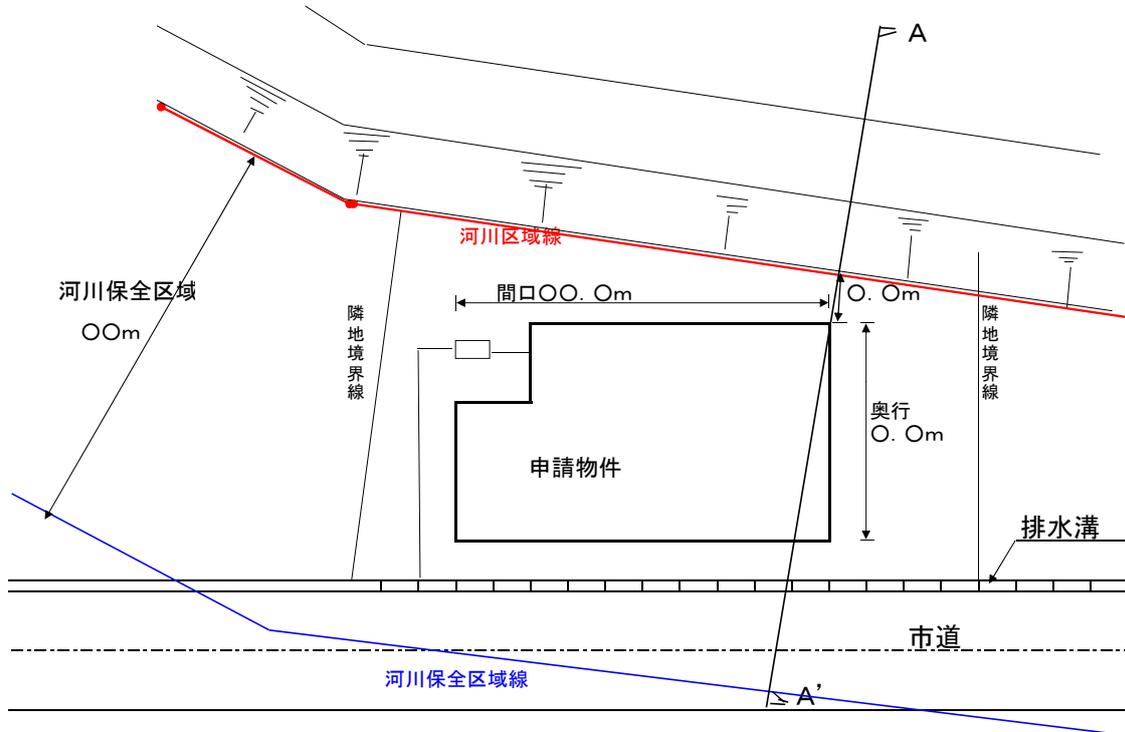
9. その他参考となるべき事項を記載した図書

\*変更許可申請の場合

添付図書は、変更に関する事項がわかる図書のみを添付すれば足りるが変更の趣旨及び理由を記載した書面ならびにこの許可に係る前許可書の写を申請書に添付しなければならない。

○平面図(1/100~1/400程度)

- ・河川区域線を赤で引く。
- ・河川保全区域線を青で引く。
- ・官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑
- ・河川区域から申請物件までの最短箇所の数値を記入する。
- ・横断面図に対応する側線を明示する。



○横断面図(1/100 または 1/200程度)

- ・河川区域線を赤で引く。
- ・河川保全区域線を青で引く。
- ・官民境界線(河川区域と異なる場合)→緑
- ・河川区域から申請物件までの最短箇所の数値を記入する。
- ・基礎等の掘削深の数値を記入する。
- ・堤防堤脚(または河川区域)から土中に向かって1:2の勾配でラインを引く。(2Hライン)

